

対日直接投資推進会議

規制・行政手続見直しワーキング・グループ

平成28年12月20日

内閣府経済財政運営担当

規制・行政手続見直しワーキング・グループの開催について

平成28年5月20日
対日直接投資推進会議決定

1 趣旨

対日直接投資を推進するため、外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化について検討し、関係府省庁等と調整することを目的として、規制・行政手続見直しワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。

2 構成

- (1) ワーキング・グループの構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (2) ワーキング・グループの座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (3) ワーキング・グループには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

ワーキング・グループの庶務は、経済産業省等の関係府省庁の協力を得て、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキング・グループで定める。

対日直接投資推進会議
規制・行政手続見直しワーキング・グループ 構成員

平成28年7月27日時点

(座長)

浦田 秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

(座長代理)

大崎 貞和 株式会社野村総合研究所未来創発センター
主席研究員

(構成員)

飯田 哲也 行政書士飯田哲也事務所所長

今富 雄一郎 横浜市経済局成長戦略推進部長

クリスティン エドマン エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マ
ウリッツ・ジャパン株式会社代表取締役社長

仲條 一哉 独立行政法人日本貿易振興機構対日投資部長

ヒールシャー 魁 デロイトトーマツ税理士法人エグゼクティブ
オフィサー

ケネス レブラン シャーマンアンドスターリング外国法事務
弁護士事務所パートナー

対日直接投資に関する規制・行政手続の簡素化について

- 外国企業からは、日本の投資環境の阻害要因として、行政手続や規制の負担感を指摘する声が多い。
- このため、対日直接投資推進会議に設置した「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」において、外国企業の投資活動に係る規制・行政手続の簡素化について検討(これまでに3回開催)。
- 早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手。その他の項目についても、1年以内を目途に結論を得ることとしている。

※上記の施策については、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(平成28年5月20日 対日直接投資推進会議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」に記載。

ワーキンググループで指摘を受けた課題(1/2)

1. 法人設立・登記関係

- (1)法人の設立登記に必要な資本金払込証明が困難。外国法人や日本に居住していない代表者は、資本金払込のために必要な日本国内の銀行口座の開設が難しく、手続が円滑に進まない。
- (2)日本に住所がない外国人の場合、印鑑証明書の代わりにサイン証明書が必要。だが、取得できる場所が本人の国籍国か日本における国籍国領事に限定されており、第三国に住む外国人の負担が大きい。
- (3)登記申請書類を役所に提出する際、申請等の内容に直接関わらない部分についても日本語への翻訳が求められることがあり、負担となっている。
- (4)定款認証の際、割印が求められるが、申請者が印鑑のない外国法人等の場合、割サインが求められる。割サインは外国にない習慣であり、説明や書類の郵送等で時間や手間がかかっている。
- (5)日本での法人設立後、銀行口座の開設について、断られることも多く、時間がかかる。支店により対応も大きく異なる。

2. 在留資格関係

- (1)在留資格に関する手続について、入国管理局の窓口に出向いて手続を行う必要があるため煩雑であり、窓口も混雑していて時間がかかる。申請から認定までに時間がかかる場合があり、所要時間の見通しが立たない。
- (2)配偶者の就労や家事使用人の受入等、帯同者に関する在留資格の要件が厳しいため、高度外国人材を日本に呼び込みにくい。

ワーキンググループで指摘を受けた課題(2/2)

3. 行政手続のワンストップ化

(1)国家戦略特区における東京開業ワンストップセンターについて、取扱業務が限定されている。申請可能な在留資格の対象も「経営・管理」、「企業内転勤」のみで、かつ法人設立後6ヶ月以内に限定されている。

4. 外国語での情報発信

- (1)各省庁からの外国語での情報発信が不十分。発信されていないことが多く、また、発信されていても最新版になっていないことがある。
- (2)外国語で発信された各省庁の情報も、一覧性に乏しく、たどり着きにくい。

5. 輸入関係

- (1)通関の際に用いる統計品目番号に関し、分類作業に手間がかかる。
- (2)税関ウェブサイトにおいて、番号ごとに品目名・関税率等の情報提供を行っているが、他法令に基づき必要となる手続の情報提供が十分でない。

今後の進め方

- 月内に中間とりまとめを行う。ワーキンググループで議論された課題について、
 - 関係省庁の対応策をとりまとめるとともに、
 - 速やかに着手できる取組については、期限を明示する。
- さらなる検討が必要な課題については、来春までに結論を得て、最終的なとりまとめを行う。